

新設分割にかかる事前開示事項の一部変更について

2024 年 11 月 28 日

埼玉県東松山市本町二丁目 2 番 47 号

株式会社マミーマート

代表取締役社長 岩崎 裕文

2024 年 11 月 12 日付で公衆の縦覧に供した法定事前開示書面「新設分割にかかる事前開示書面（会社法第 803 条及び会社法施行規則第 205 条に基づく開示事項）」について、当該内容の一部を変更し、訂正いたしましたので、改めて、次頁以下に当該書面の全部を掲載いたします（訂正箇所は下線で表示しております。）

2024 年 11 月 12 日

新設分割にかかる事前開示書面

(会社法第 803 条及び会社法施行規則第 205 条に基づく開示事項)

埼玉県東松山市本町二丁目 2 番 47 号
株式会社マミーMarkt
代表取締役社長 岩崎 裕文

株式会社マミーMarkt（以下「当社」といいます。）は、2024 年 11 月 12 日付で作成した新設分割計画（以下「本新設分割計画書」といいます。）に基づき、2025 年 10 月 1 日（予定）を効力発生日として、スーパーマーケット事業に関して有する権利義務を、新たに設立する株式会社マミーMarkt（以下「本新設会社」といいます。）に承継させる新設分割（以下「本新設分割」といいます。）を行うことといたしました。

本新設分割に関する 会社法第 803 条第 1 項及び会社法施行規則第 205 条に定める事前開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 新設分割計画の内容（会社法第 803 条第 1 項第 2 号）

別紙「新設分割計画書」に記載のとおりです。

2. 新設分割の対価に関する定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 205 条第 1 号イ）

（1）交付する株式数の相当性に関する事項

本新設会社は、本新設分割に際して普通株式 1,000 株を発行し、その全てを当社に割当交付いたします。本新設会社が発行する株式数については、当社が本新設会社の発行する全ての株式を取得するため、任意に定めることができると考えられるところ、本新設会社が承継する資産等の事情を考慮し、上記株式数が相当であると判断いたしました。

（2）資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

当社は、本新設会社の資本金及び準備金の額を本新設会社が承継する資産及び今後の事業活動等の事情を考慮した上で、機動的かつ柔軟な資本政策を実現させる観点から、会社計算規則に従い、本新設分割計画書第 5 条の記載のとおりとすることにいたしました。当社は、当該資本金及び準備金の額は相当であると判断しております。

3. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象等の内容（会社法施行規則第 205 条第 6 号イ）

該当事項はありません。

4. 効力発生日以後における債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 205 条第 7 号）

（1）当社について

本新設分割の効力発生日以後における当社の資産の額は、負債の額を上回ることが見込まれております。また、本新設分割の効力発生日以後において、当社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予測されております。

以上より、本新設分割の効力発生日以後において、当社が負担すべき債務について履行の見込みに問題がないものと判断しております。

（2）本新設会社について

本新設分割の効力発生日以後における本新設会社の資産の額は、負債の額を上回ることが見込まれております。また、本新設分割の効力発生日以後において、本新設会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予測されております。

以上より、本新設分割の効力発生日以後において、本新設会社が負担すべき債務について履行の見込みに問題がないものと判断しております。なお、本新設会社が当社から承継する債務については、当社が重畳的債務引受を行うものとしております。

以上

新設分割計画書

株式会社マミーマート（以下「当社」という）は、新たに設立する株式会社（商号「株式会社マミーマート」、以下「新設会社」という）に当社のスーパーマーケット事業に関して有する権利義務（以下「本件権利義務」という）を承継させるため、会社法に定める新設分割（以下「本件新設分割」という）を行うこととし、次のとおり新設分割計画書（以下「本件新設分割計画書」という）を作成する。

第1条（新設会社の定款記載事項）

新設会社の本店所在地は埼玉県東松山市本町二丁目2番47号とし、新設会社の目的、商号及び発行可能株式総数並びにその他新設会社の定款で定める事項は、別紙A「定款」に記載のとおりとする。

第2条（新設会社の設立時取締役、設立時監査役の氏名及び会計監査人の名称）

新設会社の設立時取締役、設立時監査役の氏名及び会計監査人の名称は次のとおりとする。

- （1）設立時取締役 岩崎 裕文、斯波 範雄、青木 繁、木場田 裕樹、原 修、清水 大輔
- （2）設立時監査役 石黒 一広、佐世 芳、岩崎 厚宏
- （3）設立時会計監査人 海南監査法人

第3条（承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務に関する事項）

新設会社が承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務に関する事項は、別紙B「承継権利義務明細表」のとおりとする。

ただし、本件権利義務の移転につき法令上、条例上又は行政上の許認可等の理由により承継ができない場合は、これを承継しないものとする。

なお、新設会社が当社から承継する債務については、当社が重疊的債務引受を行い、連帯債務を負う。

第4条（新設分割に際して交付する株式）

新設会社は、本件新設分割に際して、当社に対し、新設会社の普通株式1,000株を交付する。

第5条（新設会社の資本金及び準備金の額）

新設会社の資本金及び準備金の額は次のとおりとする。ただし、第7条で定める分割の効力発生日の前日における当社の資産及び負債の状態等により、これを変更することができる。

- | | | |
|--------------|---|---------|
| （1）設立時資本金額 | 金 | 9,000万円 |
| （2）設立時資本準備金額 | 金 | 0円 |
| （3）設立時利益準備金額 | 金 | 0円 |

第6条（新設分割計画承認総会）

当社は、2024年12月20日開催予定の定時株主総会において、本件新設分割計画書の承認及び本件新設分割に必要な事項に関する決議を受けるものとする。

第7条（分割の効力発生日）

新設会社の設立の登記をすべき日（以下「分割の効力発生日」という）は、2025年10月1日とする。ただし、当社の株主総会の決議を得られない、所管監督官庁より許認可が取得できない等、手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、これを変更することができる。

第8条（競業避止義務）

当社は、本件新設分割の効力発生後においても、何ら競業避止義務を負わない。

第9条（計画書の変更、分割の中止）

本件新設分割計画書の作成後、分割の効力発生日に至るまでの間に、天災地変その他の事由により、本権利義務に重大な変動が生じたときは、当社は、必要に応じて本件新設分割計画書を変更し、又は本件新設分割を中止することができる。

第10条（規定外事項）

本件新設分割計画書に定めるもののほか、本件新設分割に関し必要な事項は、本件新設分割の趣旨に従って、当社がこれを決定することができる。

以上

2024年11月12日

埼玉県東松山市本町二丁目2番47号

株式会社マミーマート

代表取締役社長 岩崎 裕文

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社マミーマートと称し、英文では、Mammy Mart Corporationと表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 食料品の販売、製造、加工
- (2) 佃煮の製造販売、漬物の製造販売
- (3) 米飯および米穀の販売
- (4) 料理の仕出し、飲食店の営業
- (5) 日用品雑貨および化粧品の販売
- (6) 衣料品の販売
- (7) 書籍雑誌の販売
- (8) 煙草および塩の販売
- (9) 医薬品の販売
- (10) 酒類販売
- (11) クリーニング業
- (12) 寝装寝具の販売
- (13) 損害保険代理業
- (14) 生命保険の募集に関する業務
- (15) 自動車、自転車ならびにその付属品類の販売
- (16) 時計、カメラ、運動用品、家庭用電気製品、インテリア用品の販売
- (17) 家具、事務用機器、通信機器ならびにその付属品類の販売
- (18) 宝石、貴金属の販売
- (19) 不動産の売買、仲介ならびに斡旋
- (20) 不動産の賃貸および管理
- (21) 小売業務に関するコンサルタント業務
- (22) 経営相談に関する講師派遣業務
- (23) 事務用機器のリース業
- (24) 食料品、日用雑貨の製造および販売用什器、備品機械装置のリース業
- (25) 土地、建物の清掃、保全、管理、警備および産業廃棄物処理業務
- (26) 情報処理サービス業および情報提供サービス
- (27) 一般旅行業、旅行代理店業
- (28) 貨物自動車運送業
- (29) 公衆浴場の経営
- (30) 第1種貨物利用運送事業

- (31) 倉庫業
- (32) 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を埼玉県東松山市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1,000株とする。

(株券の不発行)

第7条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。

(株式の割当てを受ける権利等の決定)

第9条 当社の株式（自己株式の処分による株式を含む）を引き受けるものの募集において、株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項及び会社法第202条第1項各号に掲げる事項の決定は、取締役会の決議によって行う。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第10条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求する事が出来る。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第11条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の

抹消についても同様とする。

(手数料)

第12条 前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の変更届出等)

第13条 当会社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届けなければならない。届出事項等に変更を生じた場合も、同様とする。

2 当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない

第3章 株主総会

(招集)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎年12月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第15条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とする。

(招集権者および議長)

第16条 株主総会は、取締役会の決議に基づき取締役社長が招集しその議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第18条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第19条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第20条 当社の取締役は、15名以内とする。

(選任方法)

第21条 当社の取締役は、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第24条 取締役会は、取締役社長がこれを招集しその議長となる。取締役社長に事故があるときには、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合これを短縮することができる。

2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(相談役または顧問)

第27条 取締役会の決議により、相談役、顧問を置くことができる。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(取締役会規程)

第30条 取締役会に関しては、法令または本定款に定める事項のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第5章 監査役

(員数)

第31条 当社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

第32条 当社の監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第36条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とする。

(期末配当金)

第37条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当を支払う。

(中間配当金)

第38条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる

別紙 B

承継権利義務明細表

新設会社の成立の日において、新設会社が本件分割により当社から承継する権利義務については次に定めるとおりとし、これらの権利義務のうち資産及び負債の額については、2024 年 11 月 30 日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに新設会社の成立の日の前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 資産

新設会社は当社の営むスーパーマーケット事業（以下「本件事業」という）に関わる資産を承継するものとする。
ただし、当社が指定するものを除くものとする。

2. 負債

新設会社は本件事業に関わる負債を承継するものとする。
ただし、当社が指定するものを除くものとする。

3. 知的財産権

本件事業に関する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、ノウハウその他の知的財産権（以下「知的財産権」という）は、新設会社にその実施権または使用权を付与する。

4. 雇用契約以外の契約上の地位

新設会社は、本件事業に属する売買契約、取引基本契約、業務委託契約、リース契約、保証契約その他の契約における契約上の地位及びこれらの契約に付随する権利義務を承継する。

5. 雇用契約

本件分割により、効力発生日において本件事業に主として従事する当社の従業員および本件事業の為に当社が新設会社に承継する必要があると判断した当社の従業員との間の雇用契約に係る契約上の地位およびこれに付随する権利義務、並びに効力発生日において当社と労働組合が締結している労働協約のうち、当社と当会社労働組合との間で新設会社に承継することを別途合意した労働協約は、新設会社が当社から承継する。

6. 許認可等

新設会社は、本件事業に属する許可、認可、承認、登録、届出、地方公共団体からの補助金、助成金を受ける地位等のうち、法令上承継可能なものについて承継するものとする。

以上